

野田市地域活動支援センター運営費
等補助金交付規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和6年2月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 8 号

野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則（平成 19 年野田市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「届出」を「申請」に改め、同条中「、事業計画書に記載した事項を変更したときは、野田市地域活動支援センター事業変更届出書を市長に提出しなければならない」を「当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、野田市地域活動支援センター運営費等補助金変更交付申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（変更の承認等）

第 9 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認するときにおける補助金の額を決定し、野田市地域活動支援センター運営費等補助金変更承認（不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

第 14 条を第 16 条とする。

第 13 条各号列記以外の部分中「補助事業者が次の各号のいずれかに該当する」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明した」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業の監査）

第 15 条 市長は、補助金の使途の適正を期するため、補助事業終了後に監査を行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業終了前に監査を行うものとする。

2 前項の監査は、市長が指名する職員に行わせるものとする。

3 前項の監査を行った職員は、速やかに監査報告書を作成し、市長に報告し

なければならない。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 第10条の規定により補助金の概算払を受けた者は、当該概算払の額が前条の規定により確定した補助金の額を超えるときは、当該超える額を直ちに返納しなければならない。

第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「等」を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、野田市地域活動支援センター運営費等補助金概算払請求書を提出することにより、補助金の概算払を受けることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。